

令和 5 年度 水道水質検査等業務委託 仕様書

本仕様書は、浪江町住宅水道課の発注する浪江町水道水質検査業務に適用する。

業務期間

契約日から令和 6 年 3 月 31 日

検体数

飲料水供給施設における検体数は、別紙 1 「水道法に基づく水質検査項目」及び、別紙 2 「実施予定検査区分」のとおり。

業務範囲

1 採取・回収

- (1) 各検体の採取業務については、受託者の責任において行うこと。
- (2) 採取日及び採取時間については、浪江町と受託者がその都度打合せ確認の上実施すること。
- (3) 採取場所は、浪江町が指定した場所の水栓等において受託者により採水すること。
- (4) 採水時には、常に身分を明らかにできる証明書を携帯すること。
- (5) 採水に係る容器及び器具並びに保存薬品等は受託者の負担とし、公定法（水道法、省令、告知及び通知）に準じること。
- (6) 採水及び回収に係る費用は受託者の負担とする。

2 検査・報告

- (1) 試料採取後、検査項目を公定法により測定精度、検査方法を遵守し速やかに検査すること。
- (2) 検査結果の報告は原則として採取後 2 週間以内とすること。ただし、帰還困難区域への公益一時立入のための手続きや、その他の事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 浪江町が検査結果に疑義がある場合は、受託者の負担で再検査を実施すること。但し、受託者の責に帰さない場合は、この限りでない。
- (4) 保菌検査以外の水質検査の再委託は認めない。
- (5) 事故等により特に緊急を要する場合は、検査を依頼してから 24 時間以内に対応し結果を報告すること。

3 その他

- (1) 受託者の採取者若しくは回収者について、浪江町が適当でないと判断した場合は、速やかに担当者を変更すること。

- (2) 浪江町に緊急を要する水質検査が生じた場合、受託者は全面的に協力すること。
- (3) 本業務において、知り得たデータや委託内容の情報について、他人にもらしてはならない。
- (4) 受託者は業務完了時に年間の検査成績のデータをCD-ROMで提出すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行う。
- (6) この仕様書の定めのない事項は、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、浪江町の解釈に従うものとする。